

# 第2次鹿嶋市男女共同参画計画

2016（平成28）年度≫≫≫2020（平成32）年度

## 鹿嶋市の目指す将来像

- ◆ 誰もが社会の対等なパートナーとして責任を分かち合い、お互いを思いやり協力し合いながら、個性と持てる能力を十分に発揮し、自分らしい生き方が選択できる社会
- ◆ 市民一人ひとりが社会の一員としてまちづくりに参加し、多様性に富んだ豊かで活力あふれる社会

楽しく 自分らしく生きられるまち 鹿嶋

茨城県鹿嶋市  
平成28年3月

鹿嶋市男女共同参画推進  
シンボルマーク





## はじめに



少子高齢化が進展し、わが国の人口は、2008年（平成20年）をピークとして減少局面に入っており、現時点においては、緩やかに増加する本市の総人口においても、将来的には人口減少の波が押し寄せ、何も対策を講じなかった場合、2060年には、45,000人程度まで減少するという厳しい予測がされております。また、自治体を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少、経済の低迷や産業構造の変化による非正規雇用労働者や共働き世帯の増加、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、大きく変容しています。

男女共同参画社会の実現は、女性の地位向上や差別撤廃を起点に取り組みが進められてきたため、女性のための課題とされてきた側面があり、男性にとってはどこか他人ごとになってしまうということが根深い問題となっていますが、一方で、女性自身も旧来の生き方を男性に期待している一面もあります。そのような中で、本計画では、将来像として第1次計画を継承し、『輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋』を掲げ、男女共同参画は「すべての人の問題」としました。

男女共同参画が実現した社会は、性別や世代を問わず、誰もが一人の個人として多様な生き方が尊重され、自分らしく生きられるとともに、社会の対等なパートナーとして責任を分かち合い、互いに思いやり協力し合い、豊かで活力ある社会です。

誰もが幸せを実感できる社会の実現に向け、本計画を着実に推進していくためには、行政の取り組みだけではなく、市民・市民団体、事業者、地域社会、行政など、あらゆる「力」を総結集し、「ともに手を取り合い」「ともに考え」「ともに行動し」「ともに汗をかき」、取り組みを進めていくことが重要です。また、すべての分野に性別や世代を問わずバランスのとれた「人財」の社会参画を促進し、多様な意見が鹿嶋づくりに反映されるよう、意識と行動に移せる環境づくりを推進するとともに、行政自身も「職員力」を高め、市民の誰もが輝く鹿嶋づくりを進めてまいります。引き続き皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケートにより貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、また終始熱心にご審議を賜りました鹿嶋市男女共同参画推進委員の皆様、心より感謝申し上げます。

平成28年3月28日

鹿嶋市長 錦織 孝一

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 鹿嶋市の男女共同参画を取り巻く現状等.....	5
1 人口の状況.....	6
2 世帯の状況.....	10
3 婚姻、出生等の状況.....	11
4 就業の状況.....	14
5 高校卒業後の進学及び就業の状況.....	16
6 男女共同参画を取り巻く現状等における考察.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 計画策定の基本理念.....	24
2 計画において強調すべき視点.....	26
3 施策の体系.....	28
4 計画の推進における市民・事業者・行政の役割.....	30
第4章 基本計画.....	31
基本目標1 男女共同参画社会の実現を目指した意識づくり.....	32
重点目標1 男女共同参画に関する正しい理解と意識改革.....	34
重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....	41
基本目標2 あらゆる分野において誰もが平等に自分らしく生きられる社会づくり.....	45
重点目標1 働く場における女性の社会参画への支援.....	47
重点目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	51
重点目標3 地域における男女共同参画の推進.....	59
重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大.....	64
基本目標3 すべての人に安全安心な生活環境づくり.....	72
重点目標1 生涯を通じた健康の保持・増進に向けた支援.....	74
重点目標2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶.....	79
重点目標3 様々な生活上の困難や課題を抱える方への対応.....	85
第5章 推進体制.....	93
1 総合的な推進体制の整備.....	95
2 計画の進行管理.....	96
第6章 評価指標.....	97
【用語解説】.....	101

資料編.....	107
1 男女共同参画の歩み .....	108
2 計画の策定体制及び策定経過.....	114
3 国第4次男女共同参画基本計画 概要.....	117
4 第3次茨城県男女共同参画基本計画概要.....	120
5 男女共同参画社会基本法.....	121
6 茨城県男女共同参画推進条例.....	121

《本計画書意識調査の表記及び留意点について》

- グラフ中の「SA」は単数回答の、「MA」は複数回答の集計結果を表し、「n=\*\*」は、ケース数を表しています。
- 回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（%）で示しています。百分率の内訳数値は、四捨五入の結果、合計が100.0%にならない場合もあります。
- 複数回答の質問については、選択肢の構成比を表すものではなく、その質問に対する有効回答者数を基数として比率算出を行っているため、回答の比率の合計は100.0%を超えます。
- 本文中では、およその傾向を総括するため「〇割」と「〇%」という表現を使用しています。
- 本文およびグラフにおいて、選択肢の語句を簡略化して表現している場合があります。